

令和2年3月30日

## 令和元年度第2回入札監視委員会 審議結果

### 1 審議案件

議案1「令和2年度定例審議事案抽出方針について」については、原案（委員長案）のとおり了承されたことから、以下のとおり定める。

- ・令和2年度の抽出方針は、令和元年度と同じ（※）とする。  
※大規模工事等の契約金額が高額な事案、1者入札の事案、高落札率の事案、低入札価格調査を行った事案、同一事業者による長期継続受注事案、社会的に注目されている事案及び委員会あるいは部会が必要と認めたもの
- ・定例審議事案抽出方針は、今後は年度ごとに定めるのではなく、現行方針に修正の必要が認められた場合にのみ、委員会での審議を経て修正を行うこととする。

### 2 報告案件

◎ 議案2から4までの、各部会の審議結果報告に関し、委員からの質問及びその回答は、以下のとおりである。

No.	部会	質問	回答
1	第2回制度部会 (2) 工事における 総合評価方式の あり方について (議案 P10～)	工事における総合評価方式の価格点の新たな評価について、「基準価格」と「特別基準価格」の計算式を教えてください。  そもそも「基準価格」は総合評価において価格点の最高点、そこから「特別基準価格」までの間、価格点が低減していき、「特別基準価格」で価格点ゼロとなるというイメージで理解しましたが、その理解で良いですか。	「基準価格」は、現行の低入札価格調査制度において使用している「調査基準価格」の算定式を準用します。また、「特別基準価格」は、国土交通省の低入札価格調査制度に係る特別重点調査の対象となる基準の算定式を準用します。  価格点の新たな評価案として、「基準価格」を下回ると価格点での優位性がなくなる（点数が逡増しない）よう、価格点を設定することを考えています。具体的には、入札価格が「基準価格」を下回ると、価格点が「一定」または「逡減」の2パターンが考えられます（制度部会資料参照）。どちらのパターンを採用するかは、制度部会でいただいた委員か

			らの意見等を踏まえ、引き続き、検討を行います。
2	第2回第一監視部会 〈議案4〉瑞江葬儀所火葬炉改修工事 [特命随意契約] (議案 P25～)	議案4 に関し、「特許や実用新案を登録しているが、特許が切れたあとはどうなるのか」というご質問がありました。 ①株式会社宮本工業所が、火葬炉に関する特許や実用新案を登録しているということですか？	同社は、火葬炉の機能に係る特許や実用新案、機械内部構造に係る意匠等を保有しており、平成30年9月時点では「火葬炉用廃棄冷却装置（過昇温防止＋熱交換器）」の構造が意匠権として存続していました。なお、元々特許等は23件ありましたが、経年により22件消滅し、残っていた当該意匠権についても R1.9 に権利消滅しました。
3	同上	②この特許や実用新案が、東京都が宮本工業所と特命随意契約を結ぶ理由になっているということですか？	火葬炉の製造メーカーである宮本工業所が内部の構造などについて工業所有権を保有しているため、特命随意契約となっております。
4	同上	③東京都は、宮本工業所に対し、この特許や実用新案のライセンスフィーを支払っているのですか？ (「特許が切れたあとはどうなるのか」というご発言があるということは、特許が切れると、東京都としての何らかの影響を受けるという意味であると推察しました。)	ライセンスフィーは支払っておりません。 また、当該特許等は R1.9 に消滅しましたが、内部の構造を熟知し、短期間で施工可能で、かつ工事後の装置の性能保証やトラブル対応が可能であることが本受託には必要であり、そのため今年度は、同対応が可能な宮本工業所と引続き特命随意契約を締結しております。
5	第1回制度部会 (東京都電設協会との意見交換会) (2) 入札監視委員会制度部会 委員からの質問等 (P7～)	P8の「入札時に選定した技術者が遊んでしまうリスク」というのは具体的にどのようなリスクですか？表現が分かりづらいと思いましたが、議事録のような形で外部に出す際には表現を修正した方が良いと思います。	「入札時に選定した技術者が遊んでしまうリスク」とは、申込から入札までの期間に同じ技術者が他の案件に希望できないことが原因で、事業者が有する技術者の稼働率が低下してしまうリスクを意味しております。 審議概要については、表現を改めます。

### 3 その他委員からの意見

#### 【審議事項関係】

- ・「社会的に注目されている事案」については、必ずしも前年度案件に縛られない審議ができるよう、運用面で検討していただきたい。
- ・公正取引委員会が関与した案件について、「社会的に注目されている事案」として審議が行われるよう、選定の運用基準を検討するか、あるいは報告事項として、その詳細について委員会の場で都から説明する等、取扱いについて検討していただきたい。

**⇒（都の回答）上記のご意見を踏まえ、今後、事務取扱について検討のうえ、改めて委員のみなさまに提案させていただきます。**

#### 【報告事項関係】

- ・多くの案件で発注時期、施工時期の平準化が極めて重要な手法であることが指摘されています。今後の会議で平準化の進捗状況を報告いただきたい。

**⇒（都の回答）平準化の令和元年度実績については、現在各局に集計を依頼しているところですが、その結果につきましては、平準化に向けた具体的な取組内容と併せて、入札監視委員会全体会の場などを活用し、報告させていただきます。**

- ・第一監視部会の議案1および第二監視部会の議案1に共通する点ですが、現場の施工条件、作業環境条件が発注時の設計に反映されていないという点です。なぜこのような事が起きるのか、委託している設計と都自身が現場を見て適切に対応いただきたい。

**⇒（都の回答）いただいたご指摘につきましては、各局とも情報共有させていただいたうえで、引き続き適切な対応に向けた指導を行ってまいります。**

- ・第二回の審議概要に係る(1)設計等委託に係る最低制限価格制度の試行と、(2)工事における総合評価方式の一部見直しについては、今後の監視部会の個別審議に直接・間接にかかわってくる事項なので、議事概要だけでなく、当該事務局案そのものについて委員全員で情報共有できるように工夫をお願いしたい。

**⇒（都の回答）当日資料及び議事録について、お送りいたしますので、ご確認くださいませうお願いいたします。**

以上